

医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業実施団体公募要領

1 総則

我が国の在留外国人は約 223 万人（平成 27 年）、訪日外国人は 1,974 万人（平成 27 年）と近年著しく増加しており、2020 年に東京オリンピック・パラリンピックも控え、今後さらなる増加が予想される。訪日外国人旅行者数については、先般の「明日の日本を支える観光ビジョン構想会議」にて 2020 年：4000 万人、2030 年：6000 万人を目標としている。これらの背景を踏まえ、また「日本再興戦略」や「健康・医療戦略」などを受け、外国人が安全・安心に日本の医療サービスを受けられる体制を充実させていくことが求められている。

厚生労働省では外国人患者受入れに関する環境整備を進めており、「外国人患者受入れ医療機関認証制度（JMIP）」の普及促進や医療通訳等の配置支援、「観光立国実現に向けたアクションプログラム 2015」に基づき、観光庁、都道府県と連携して「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」を全国約 320 カ所選定する事業等を進めてきた。今後、2020 年までに、外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を 100 カ所整備することとしている。

これらのことを背景に、厚生労働省では、医療機関が外国人患者を受け入れるにあたって、外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を整備することを目的として、院内資料等の多言語化に対する支援等の外国人患者受入れ体制整備に係る医療機関への支援事業を実施する団体を選定するために、以下の要領で実施団体の公募を行います。

※参考：交付スキーム



2 事業目的

外国人患者受入れ体制の整備を支援することにより、医療機関の外国人患者向け医療の質の確保を図ることを目指し、(1)に係る事業（以下、「外国人患者受入体

制整備支援間接補助事業」という。)に対して、補助金を交付する事業、(2)に係る委員会を実施する事業(3)に係る事業(以下、間接補助事業を含む「補助事業」という。)を行う団体を公募するものです。(詳細は別紙参照)

- (1) 院内資料、案内表示の多言語化や、外部通訳サービス提供等により外国人患者を受け入れる体制を医療機関が整備することを支援する事業
- (2) 間接補助事業を実施する拠点病院の選定に関する検討委員会の実施
- (3) 医療通訳育成カリキュラム及び外国人向け多言語説明資料の改訂(平成25年度医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業により作成したもの)

また、本事業の実施にあたっては、国民に対する医療の確保が阻害されることのないよう十分留意するといった観点も踏まえる必要があり、厚生労働省が必要に応じて助言等を行うものとします。

3 応募団体に関する諸条件

実施団体への応募者(以下「応募団体」という。)は、次の条件を全て満たす団体であることとします。

- ① 本事業を実施する上で必要な経営基盤を有し、資金等に関する管理能力を有すること。
- ② 2(1)～(3)の事業を行う能力・組織体制を有すること。
- ③ 日本に拠点を有していること。
- ④ 厚生労働省等から補助金交付等停止、又は指名競争入札における指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、必須ではありませんが国内において同種事業に対する実績のある団体が望ましいと考えます。

4 事業期間

事業期間は、事業者として選定された日から平成29年3月31日とします。

5 応募団体の評価

(1) 評価の方法

事業実施団体の採択については、医政局総務課において、上記「3. 応募団体に関する諸条件」に該当する旨を確認した後、企画書等を評価します。企画書等

の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、それらの評価結果を基に最も効率的かつ効果的に事業を担えると認められる応募団体を実施団体として選定します。

評価は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。また、問い合わせにも応じられません。なお、提出された企画書等の資料は、返却いたしませんので御了承ください。

(2) 評価の手順

評価は、以下の手順により実施されます。

① 形式評価

応募団体について、応募条件への適合性について評価します。なお、応募の条件を満たしていないものについては、以降の評価の対象から除外されます。

② 書面評価

提出企画書等の内容を中心に書面評価を実施します。

③ ヒアリング

必要に応じて、申請者(代理も可能としています。)に対して、ヒアリングを実施します。

なお、ヒアリングに出席しなかった場合は辞退したものと見なします。

④ 最終評価

書面評価及びヒアリングにおける評価を踏まえ、最終的に実施団体を選定します。

(ア) 評価の観点

- ① 事業を遂行するために必要な根拠(人員、経験、設備、資金)が示されているか。
- ② 事業を的確に遂行するために十分な管理能力があるか。
- ③ 事業計画が事業目的に合致しているか。
- ④ 事業計画が効果的なものとなっているか。
- ⑤ 事業開始後も安定的かつ効果的に運用できるか(経験・能力・体制等)。
- ⑥ 国内において同種事業の施行実績があるか。

(イ) 評価結果の通知

評価の結果については、最終評価後速やかに応募団体に対して通知する予定です。なお、補助金については、実施団体選定の通知後に必要な手続きを経て、正式に交付決定されることになります。

(3) 本事業に係る補助金の交付について

本事業に係る補助金の交付については、「医療施設運営費等補助金及び中毒情報基盤整備事業費補助金交付要綱」により行うこととなり、899,801千円を基準額（上限額）とします。（詳細は別紙のとおり）

(4) 応募方法等

(ア) 企画書の作成及び提出

「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業企画書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。

企画書には以下の項目及び公募要領に示されている評価の観点を盛り込んでください。様式は任意ですが、記入漏れ等無いようにしてください。

- ① 本事業を実施する組織体制
- ② 平成28年度における実施スケジュールと実施内容（具体的なもの）
- ③ 事業に係る費用積算（別添1）…類似様式でも可
- ④ 現在応募団体にて実施している類似事業の概要説明

(イ) 応募方法

① 提出期間

平成28年11月2日（水）から平成28年11月15日（火）18時（必着）

② 提出先・問合せ先

提出先：〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

厚生労働省医政局総務課 あて

※郵送の場合、封筒の宛名面には、「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業」と朱書きにより、明記してください。

問合せ先：厚生労働省医政局総務課 堀（和）、景山、永松、柴山

Tel : 03-5253-1111（内線4107、4108）

Fax : 03-3501-2048

③ 提出書類

以下の書類を1については8部、他2部提出ください。

- 1 「医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業企画書」
 - 2 団体経歴（概要）、団体定款など活動が分かる資料
 - 3 団体の直近決算年度の確定申告書(写)、財務諸表(写)
 - 4 その他必要な資料
- ④ その他

評価の段階で必要に応じて企画書等を電子媒体で提出するよう依頼することもありますのでご承知おきください。

以上

(企画書 様式)

番 号
平成 年 月 日

厚生労働省医政局総務課
医療国際展開推進室長 殿

法人等名称
申請者 印

平成28年度二次補正予算 医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業
実施団体への公募について

標記について、次のとおり関係書類を添えて応募します。

(別添1)

医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業 予定費用

区分	支出予定額			備考(摘要)
	員数	単位(円)	金額(円)	
人件費				
賃金				
報償費(謝金)				
旅費				
消耗品費				
印刷製本費				
会議費				
図書購入費				
光熱水料				
通信運搬費				
雑役務費				
使用料及び賃借料				
委託料				

補助事業概要（予定）

1 補助事業

（1）補助事業予定額 899,801 千円

（2）②～③までの費用は 44,951 千円を基準額（上限額）とする。

（2）補助対象

①間接補助事業

②間接補助事業を実施する体制整備病院の選定に関する検討委員会の実施

③医療通訳育成カリキュラム及び外国人向け多言語説明資料の改訂（平成 25 年度医療機関における外国人患者受入れ環境整備事業により作成したもの）

また、本事業の実施にあたっては、国民に対する医療の確保が阻害されることのないよう十分留意するといった観点も踏まえる必要があり、厚生労働省が必要に応じて助言等を行うものとします。

（3）対象経費

事業の実施に必要な、人件費（職員給与費、法定福利費等）、賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費、光熱水料）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、使用料及び賃借料、委託料（これら費用に関するもの）

（4）補助金額

定額

（5）事業実施期間

H28 公募要領は事業者選定日～平成 29 年 3 月 31 日

2 間接補助事業（予定）

※間接補助事業者は後日公募となるので留意すること。

外国人患者受入体制整備支援事業

①病院受付や診療等を含む院内全体での外国人患者受入体制整備（院内資料・案内表示の翻訳・作成、多言語対応ツールの導入、ホームページの多言語化、外国人受入対応整備担当者の配置、通訳サービスの利用、研修費用等）

（２）補助対象経費

（１）①に要する経費（人件費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費）、賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費、図書購入費、光熱水料）、役務費（通信運搬費、雑役務費）、備品購入費、研修に必要な経費（謝金、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、図書購入費）、役務費、備品購入費）、使用料及び賃借料、委託費）

（３）補助金額

（１）①に要する経費の 1 / 2 ; 上限 1 ヶ所当たり 8,548 千円

（４）募集方法

公募で行う。体制整備支援病院は、訪日旅行者の訪問状況や、受入れ訪日外国人患者数、観光庁と厚生労働省が都道府県と連携して行った「訪日外国人受入れ医療機関」の選定状況等を踏まえて選定するものとする。

（５）採択件数（予定）

外国人患者受入体制整備支援事業 100件